



第43回

定時株主総会招集ご通知

🕒 日 時 平成28年6月23日(木曜日)午前10時
(受付開始：午前9時)

📍 場 所 大阪府岸和田市土生町1丁目4番23号
フジ住宅本社第二ビル4階研修ホール

会場が満席となった場合は第2会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

議 案

- 第1号議案 >> 剰余金の処分の件
- 第2号議案 >> 取締役7名選任の件
- 第3号議案 >> 監査役1名選任の件
- 第4号議案 >> 当社の取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件
- 第5号議案 >> 当社の社外取締役、監査役及び当社並びに当社子会社の従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件



目次

■ 招集ご通知

招集ご通知	2
-------	---

■ 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	5
(1) 事業の経過及びその成果	5
(2) 対処すべき課題	6
(3) 設備投資の状況	7
(4) 資金調達の状況	7
(5) 財産及び損益の状況	8
(6) 重要な親会社及び子会社の状況	10
(7) 主要な事業内容	10
(8) 主要な事業所	11
(9) 従業員の状況	11
(10) 主要な借入先の状況	12
(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項	12
2. 会社の株式に関する事項	13
3. 会社の新株予約権等に関する事項	16
4. 会社役員に関する事項	17
5. 会計監査人の状況	21

■ 連結計算書類・計算書類

連結貸借対照表	22
連結損益計算書	23
貸借対照表	24
損益計算書	25

■ 監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の 監査報告	26
会計監査人の監査報告	27
監査役会の監査報告	28

■ 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	30
第2号議案 取締役7名選任の件	31
第3号議案 監査役1名選任の件	34
第4号議案 当社の取締役に対するストック・ オプション報酬額及び内容決定の件	35
第5号議案 当社の社外取締役、監査役及び当 社並びに当社子会社の従業員に対 してストック・オプションとして 新株予約権を発行する件	37
議決権行使についてのご案内	41

株主各位

証券コード 8860
平成28年6月1日

大阪府岸和田市土生町1丁目4番23号
フジ住宅株式会社
代表取締役社長 宮 脇 宣 綱

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、このたびの平成28年（2016年）熊本地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスしインターネットによりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成28年6月22日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪府岸和田市土生町1丁目4番23号
フジ住宅本社第二ビル4階研修ホール
(末尾の「第43回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第43期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第43期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 当社の取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件
第5号議案 当社の社外取締役、監査役及び当社並びに当社子会社の従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件

4. 議決権行使についてのご案内

41ページから43ページまでの「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

- ~~~~~
1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主様ではない代理人及びご同伴の方など、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願い申し上げます。
 3. 当日は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
 4. 当日は些少ながらお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様につき1個とさせていただきますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。

5. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.fuji-jutaku.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ① 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ② 連結株主資本等変動計算書
 - ③ 連結計算書類の連結注記表
 - ④ 株主資本等変動計算書
 - ⑤ 計算書類の個別注記表
6. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、修正すべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.fuji-jutaku.co.jp/>) において掲載することによりお知らせいたします。
7. 本招集ご通知の発送日は平成28年6月1日ですが、早期開示の観点から平成28年5月31日よりインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.fuji-jutaku.co.jp/>) に掲載しております。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費に弱さがみられますが、政府主導による経済政策や金融政策の効果を背景に、良好な企業収益や雇用・所得状況の改善の動きにより、緩やかな回復基調が続きました。

不動産業界におきましては、日銀による一段の金融緩和政策等により都市部における地価が上昇し、建築コストの高止まりも相まって、分譲マンションの供給戸数は伸び悩みました。

当社グループ（当社及び連結子会社）の当連結会計年度の業績は、売上高が過去最高額を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益においても史上最高益を更新いたしました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

分譲住宅セグメントにおいては、当連結会計年度の自由設計住宅の引渡戸数が601戸（前期は554戸）、分譲マンションの引渡戸数は243戸（前期は361戸）となり、売上高は30,899百万円（前期比2.9%増）、セグメント利益は3,010百万円（前期比23.3%増）となりました。

住宅流通セグメントにおいては、当連結会計年度の中古住宅の引渡戸数が1,518戸（前期は1,361戸）、新築建売住宅の引渡戸数が113戸（前期は102戸）となり、売上高は29,567百万円（前期比16.3%増）、セグメント利益は1,091百万円（前期比61.0%増）となりました。

土地有効活用セグメントにおいては、当連結会計年度の受注が好調に推移し、賃貸住宅等建築請負及び個人投資家向け一棟売賃貸アパートの受注契約高合計は18,646百万円（前期比11.6%増）となりました。一方、当セグメントの業績は、売上高は17,796百万円（前期比37.4%増）となり、セグメント利益は1,501百万円（前期比17.3%増）となりました。

賃貸及び管理セグメントにおいては、主として土地有効活用事業にリンクした賃貸物件及び分譲マンション引渡しに伴い管理物件の取扱い件数が増加したことと、中古住宅アセット事業による中古賃貸物件の増加により、当セグメントの売上高は11,993百万円（前期比12.4%増）となりましたが、コンピューター投資費用やシニア事業に関連する人員増による投資的経費の増加により、セグメント利益は890百万円（前期比4.0%減）となりました。

注文住宅セグメントにおいては、当連結会計年度の受注契約高は533百万円（前期比19.6%増）となり、引渡戸数は20戸（前期は24戸）、売上高は469百万円（前期比9.8%減）、セグメント利益は25百万円（前期比48.3%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高90,726百万円（前期比14.0%増）を計上し、営業利益5,441百万円（前期比24.7%増）、経常利益5,298百万円（前期比22.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益3,430百万円（前期比24.5%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済は、「アベノミクス」効果によるデフレの収束や賃金ベースアップの実施による個人消費への波及が期待されていますが、一方で、日銀によるマイナス金利政策の影響で土地価格上昇が一段と加速され、住宅用地の取得が困難になるなど、事業の先行き不透明な状況が予想されます。

当社グループにおきましては、今後も不透明な経済状況が予想される中、営業力の一層の強化と顧客ニーズにマッチした立地選定・商品企画を図り、原価の削減及び高品質の商品供給に注力いたします。また、コンプライアンスとリスク管理の徹底を図り、財務報告に係る内部統制の体制を有効かつ的確に運用することによって、企業の信頼性の一層の向上を目指して参ります。

なお、当社グループは平成31年3月期を最終年度とする中期利益計画を策定しており、最終年度の平成31年3月期の業績は、売上高102,000百万円、経常利益6,000百万円、親会社株主に帰属する当期純利益3,900百万円を目標としております。

また、当社グループは東京証券取引所が平成27年6月1日に適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」に関し、

本年の定時株主総会開催日前に実施済みのものとして

- ①招集ご通知の早期発送
- ②招集ご通知の発送前のインターネット開示
- ③議決権電子行使プラットフォームの利用

本年の定時株主総会に付議予定のものとして

- ①取締役に対する業績連動型ストック・オプション制度の導入
- ②独立社外取締役の2名選任（追加1名選任）

を積極的に取り組んでおり、今後もコーポレート・ガバナンスのさらなる強化を図るため、コーポレートガバナンス・コードへの対応を着実に進め、経営の健全性や透明性を高めて参ります。

また、当社は平成28年1月21日付で経済産業省が東京証券取引所と共同で選定を行う「健康経営銘柄2016」に選定されました。経営トップが先頭に立ち、すべての社員が健康への意識を高め、心身の健康を維持できるよう枠にとらわれず柔軟性を活かし様々な取り組みを展開していることを評価頂いたものと認識しております。今後も引き続き、社員の健康保持・増進に向けた取り組みを全社一丸で行い、社員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的な取り組みによる企業価値の向上を通じてお客様や株主様、機関投資家の皆様、地域社会の皆様、ひいては国家の繁栄へと繋がり、全てのステークホルダーへの社会的責任を果たすべくこれからも邁進して参ります。

株主並びに投資家の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は3,415百万円であり、その主なものは中古住宅アセット事業に係る土地・建物3,071百万円、本社設備等297百万円及び分譲住宅事業並びに住宅流通事業に係る販売センター設備等46百万円であります。

(4) 資金調達の状況

個人投資家向け一棟売賃貸アパートプロジェクト用地取得の資金調達のため、シンジケートローン契約(総額3,200百万円)を金融機関9行と締結いたしました。なお、当連結会計年度末における中古住宅仕入資金及び小型分譲プロジェクト資金に係るコミットメントライン型シンジケートローン契約の借入実行残高は4,000百万円であります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 40 期	第 41 期	第 42 期	第 43 期 (当連結会計年度)
	(平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで)	(平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで)	(平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで)	(平成27年 4月 1日から 平成28年 3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	66,047	86,363	79,594	90,726
経 常 利 益 (百万円)	3,761	5,660	4,322	5,298
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,268	3,261	2,756	3,430
1株当たり当期純利益 (円)	64.07	91.13	76.46	95.18
総 資 産 (百万円)	76,926	85,852	93,958	96,900
純 資 産 (百万円)	21,761	24,308	26,382	28,493

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
3. 第40期は、欧州の金融危機に端を発した世界景気の減速などにより年の前半は弱含みで推移しましたが、年の後半においては政権交代に伴う経済対策、金融対策への期待感から円高の是正や株価の上昇等の明るい兆しが見え始めました。その中で中古住宅の仕入における厳しい競合状況やリーマン・ショック直後に取得した利益率の高い分譲戸建の引渡しが一巡したことによる利益率の低下を反映し、売上・利益いずれも前期を下回りました。この結果、売上高66,047百万円(前期比7.7%減)、経常利益3,761百万円(前期比23.3%減)、親会社株主に帰属する当期純利益2,268百万円(前期比18.0%減)となりました。
4. 第41期は、政府主導による経済政策や金融緩和政策による円安株高の状況が続き、輸出関連企業を中心に企業収益が回復し、景気は回復基調となりました。その中で受注契約高は好調に推移し71,095百万円(前期は65,836百万円)となりました。また、主として中古住宅の受注・引渡しが期初予想に比べ大きく伸びたことから、売上・利益とも前連結会計年度を大きく上回りました。この結果、売上高86,363百万円(前期比30.8%増)、経常利益5,660百万円(前期比50.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益3,261百万円(前期比43.8%増)となりました。

5. 第42期は、消費税増税後の需要の反動減の影響を受けたものの、政府主導による経済政策や金融緩和政策を背景に企業収益が回復し、雇用・所得状況が改善に向かうなど景気回復は底堅い動きで推移しました。その中で受注契約高は前連結会計年度に比べ4.8%増加いたしました。主として消費税増税前の駆け込み需要の反動減の影響により、前連結会計年度の業績を下回りました。この結果、売上高79,594百万円（前期比7.8%減）、経常利益4,322百万円（前期比23.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益2,756百万円（前期比15.5%減）となりました。
6. 第43期（当連結会計年度）につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の議決権比率 %	主要な事業内容
フジ・アメニティサービス株式会社	90	100.0	不動産の賃貸及び管理

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社1社で構成され、「分譲住宅事業」、「住宅流通事業」、「土地有効活用事業」、「賃貸及び管理事業」及び「注文住宅事業」の5部門に関する事業を行っており、大阪府及び周辺地域を地盤とした地域密着型の事業を展開しております。

「分譲住宅事業」は、自由設計の新築戸建住宅及び分譲マンションの販売を行っております。「住宅流通事業」は、中古住宅、建売住宅、土地の販売及び不動産の仲介を行っております。「土地有効活用事業」は、土地所有者が保有する遊休地などに木造賃貸アパートやサービス付き高齢者向け住宅等を建築する提案受注による請負工事及び個人投資家向け一棟売賃貸アパートの販売を行っております。「賃貸及び管理事業」は、不動産の賃貸及び管理を行っております。「注文住宅事業」は、一戸建注文住宅の建築請負工事を行っております。

(8) 主要な事業所 (平成28年3月31日現在)

会社名	事業所	所在地
フジ住宅株式会社	本社	大阪府岸和田市
	大阪支社	大阪市浪速区
	おうち館岸和田店	大阪府岸和田市
	おうち館泉佐野店	大阪府泉佐野市
	おうち館和泉店	大阪府泉大津市
	フジホームバンク岸和田店	大阪府岸和田市
	フジホームバンク大阪店	大阪市北区
フジホームバンク神戸オフィス	神戸市中央区	
フジ・アメニティサービス株式会社	本社	大阪府岸和田市

- (注) 1. 平成27年4月11日付でフジホームバンク堺店を廃止し、フジホームバンク大阪店に統合しております。
2. 平成27年4月27日付でフジホームバンク西宮店を神戸市中央区に移転し、フジホームバンク神戸オフィスを開設しております。

(9) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
590 [495] 人	21人増 [16人減]

- (注) 1. 従業員数は準社員を含む就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員にはパートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
530 [329] 人	13人増 [22人減]	40.2歳	7.9年

- (注) 1. 従業員数は準社員を含む就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員にはパートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	9,578
株式会社紀陽銀行	8,531
株式会社池田泉州銀行	8,401
株式会社みなと銀行	3,833
株式会社関西アーバン銀行	3,113

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2.会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

105,000,000株

(2) 発行済株式の総数

35,724,054株（自己株式 1,125,858株を除く）

(3) 株主数

10,371名（前期末比 922名減）

(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数 株	持株比率 %
一般社団法人今井光郎文化道徳歴史教育研究会	5,283,800	14.79
一般社団法人今井光郎幼児教育会	2,680,000	7.50
フジ住宅取引先持株会	2,016,700	5.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,108,600	3.10
今井光郎	1,105,450	3.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,023,100	2.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （退職給付信託紀陽銀行口）	1,012,000	2.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付 信託・株式会社池田泉州銀行口）	681,200	1.91
今井志朗	621,400	1.74
株式会社紀陽銀行	585,900	1.64

- (注) 1. 当社は、自己株式1,125,858株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 平成27年7月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三菱UFJ信託銀行株式会社及びその共同保有者である三菱UFJ投信株式会社、カブドットコム証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が平成27年6月29日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目4番5号	1,584	4.30
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目4番5号	48	0.13
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目3番2号	37	0.10
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号	175	0.48

(5) その他株式に関する重要な事項

1. 当社は、平成27年11月18日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。
- ① 自己株式の取得の目的
経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とし、資本効率を向上させるため、また、株主の皆様への一層の利益還元の実施のため
 - ② 取得期間
平成27年11月19日から平成27年12月17日まで
 - ③ 取得株式の種類、総数及び取得価額の総額
取得株式の種類 普通株式
取得株式の総数 700,000株
取得価額の総額 431,900,000円

2. 当社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。
- ① 自己株式の取得の目的
経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とし、資本効率を向上させるため、また、株主の皆様への一層の利益還元の実施のため
 - ② 取得期間
平成28年2月15日から平成28年4月14日まで
 - ③ 当事業年度末までに取得した自己株式の種類、総数及び取得価額の総額

取得株式の種類	普通株式
取得株式の総数	115,000株
取得価額の総額	76,261,500円

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第4回新株予約権	
発行決議日		平成26年6月18日	
新株予約権の数		116個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 58,000株 (新株予約権1個につき500株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり323,500円 (1株当たり647円)	
権利行使期間		平成27年2月1日から平成28年6月30日まで	
行使の条件		(注)	
役員 の 保有 状況	取締役	新株予約権の数	100個
		目的となる株式数	50,000株
		保有者数	3人
	監査役	新株予約権の数	16個
		目的となる株式数	8,000株
		保有者数	1人

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び当社並びに当社子会社の従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
2. その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	今井光郎	人財開発室担当 フジ・アメニティサービス(株)代表取締役会長
代表取締役社長	宮脇宣綱	フジ・アメニティサービス(株)代表取締役社長
専務取締役	山田光次郎	事業企画本部長、大阪支社支社長
常務取締役	松山陽一	土地有効活用事業部長
取締役	石本賢一	経営企画部長、財務部長、IR室長、システム室担当
取締役	岩井伸太郎	岩井伸太郎公認会計士・税理士事務所所長 江崎グリコ(株)社外監査役、昭栄薬品(株)社外監査役
常勤監査役	冠野雅之	
監査役	高谷晋介	仰星監査法人理事長 高谷晋介税理士事務所所長、シークス(株)社外取締役
監査役	原戸稲男	協和綜合法律事務所

- (注) 1. 取締役岩井伸太郎氏は、社外取締役であり、監査役高谷晋介氏及び監査役原戸稲男氏は、社外監査役であります。
2. 取締役岩井伸太郎氏及び監査役高谷晋介氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役原戸稲男氏は、弁護士の資格を有しており、豊富な経験及び幅広い見識を有しております。
3. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりです。
- ① 取締役松山陽一氏は、平成27年6月26日付で常務取締役に就任いたしました。
 - ② 平成27年6月26日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって、監査役岩井伸太郎氏が辞任により、退任いたしました。
 - ③ 平成27年6月26日開催の第42回定時株主総会において、新たに岩井伸太郎氏が取締役に、原戸稲男氏が監査役に選任され、就任いたしました。
4. 当社は、取締役岩井伸太郎氏、監査役高谷晋介氏及び監査役原戸稲男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の総額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	106,558千円 (4,050千円)	株主総会決議（平成26年6月18日）による報酬限度額年額240,000千円（使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	16,054千円 (8,420千円)	株主総会決議（平成26年6月18日）による報酬限度額年額24,000千円
合 計	10名	122,612千円	

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 岩井伸太郎氏は、平成27年6月26日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し、取締役に就任したため、員数及び報酬等の総額について監査役在任期間分は監査役に、取締役在任期間分は取締役に含めて記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

1. 社外役員の兼任その他の状況

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 取締役岩井伸太郎氏は、岩井伸太郎公認会計士・税理士事務所所長であります。また、監査役高谷晋介氏は、仰星監査法人の理事長及び高谷晋介税理士事務所所長であり、監査役原戸稲男氏は、協和総合法律事務所に所属しております。
 当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 取締役岩井伸太郎氏は、江崎グリコ株式会社及び昭栄薬品株式会社の社外監査役であります。また、監査役高谷晋介氏は、シークス株式会社の社外取締役であります。
 当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	岩 井 伸 太 郎	<p>当事業年度において、平成27年6月26日に監査役を退任するまでの取締役会及び監査役会については、取締役会3回の全て、監査役会3回の全てに出席いたしました。</p> <p>また、平成27年6月26日に取締役就任後、当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から取締役会及び監査役会の場において、当社の内部統制システムや業務執行の適法性等についての発言を行っております。</p>
監 査 役	高 谷 晋 介	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全て、また監査役会13回の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から取締役会及び監査役会の場において、当社の内部統制システムや業務執行の適法性等についての発言を行っております。</p>
監 査 役	原 戸 稲 男	<p>平成27年6月26日に就任後、当事業年度に開催された取締役会10回の全て、また監査役会10回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から取締役会及び監査役会の場において、当社の内部統制システムや業務執行の適法性等についての発言を行っております。</p>

3. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	83,933,757
現金及び預金	8,721,840
完成工事未収入金	86,836
販売用不動産	21,893,098
仕掛販売用不動産	14,867,626
開発用不動産	36,223,776
未成工事支出金	68,106
貯蔵品	33,625
繰延税金資産	454,693
その他	1,611,654
貸倒引当金	△27,500
固定資産	12,966,542
有形固定資産	11,705,154
建物及び構築物	4,041,260
機械装置及び運搬具	149
工具、器具及び備品	120,722
土地	7,505,551
リース資産	3,185
建設仮勘定	34,285
無形固定資産	85,477
投資その他の資産	1,175,911
投資有価証券	472,697
長期貸付金	80,645
繰延税金資産	27,440
その他	599,541
貸倒引当金	△4,413
資産合計	96,900,300

科目	金額
負債の部	
流動負債	24,252,603
支払手形・工事未払金	4,379,174
電子記録債務	372,815
短期借入金	11,600,506
リース債務	2,296
未払法人税等	1,058,295
前受金	3,985,563
賞与引当金	196,600
その他	2,657,352
固定負債	44,154,044
長期借入金	43,929,304
リース債務	1,144
再評価に係る繰延税金負債	52,645
その他	170,950
負債合計	68,406,647
純資産の部	
株主資本	28,549,347
資本金	4,872,064
資本剰余金	5,695,146
利益剰余金	18,549,709
自己株式	△567,572
その他の包括利益累計額	△90,011
その他有価証券評価差額金	△164,915
土地再評価差額金	74,904
新株予約権	34,316
純資産合計	28,493,652
負債純資産合計	96,900,300

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		90,726,814
売上原価		75,836,692
売上総利益		14,890,121
販売費及び一般管理費		9,448,759
営業利益		5,441,362
営業外収益		
受取利息及び配当金	18,750	
受取手数料	186,111	
その他	95,309	300,171
営業外費用		
支払利息	389,327	
コミットメントフィー	12,000	
その他	41,736	443,064
経常利益		5,298,468
特別利益		
固定資産売却益	3,298	3,298
特別損失		
固定資産売却損	5,768	
固定資産除却損	220	
減損損失	88,388	94,377
税金等調整前当期純利益		5,207,390
法人税、住民税及び事業税	1,738,300	
法人税等調整額	38,105	1,776,405
当期純利益		3,430,984
親会社株主に帰属する当期純利益		3,430,984

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	82,395,044
現金及び預金	7,346,294
完成工事未収入金	86,836
販売用不動産	21,893,098
仕掛販売用不動産	14,867,626
開発用不動産	36,223,776
未成工事支出金	68,106
貯蔵品	29,499
前渡金	866,725
前払費用	264,844
繰延税金資産	407,625
その他	346,365
貸倒引当金	△5,753
固定資産	10,006,652
有形固定資産	8,832,988
建物	3,068,498
構築物	33,664
車両運搬具	149
工具、器具及び備品	116,927
土地	5,583,113
リース資産	3,185
建設仮勘定	27,449
無形固定資産	63,735
商標権	9,263
ソフトウェア	54,472
投資その他の資産	1,109,928
投資有価証券	472,697
関係会社株式	90,000
長期貸付金	80,645
長期前払費用	184,021
繰延税金資産	4,532
その他	282,445
貸倒引当金	△4,413
資産合計	92,401,697

科目	金額
負債の部	
流動負債	22,727,319
支払手形	1,120,670
電子記録債務	372,815
工事未払金	3,258,503
短期借入金	6,317,100
1年内返済予定の長期借入金	5,258,962
リース債務	2,296
未払金	518,581
未払費用	198,818
未払法人税等	939,404
前受収益	3,331
前受金	2,840,071
未成工事受入金	1,145,491
預り金	580,372
賞与引当金	169,300
その他	1,600
固定負債	43,787,538
長期借入金	43,733,748
リース債務	1,144
再評価に係る繰延税金負債	52,645
負債合計	66,514,857
純資産の部	
株主資本	25,942,534
資本金	4,872,064
資本剰余金	5,695,146
資本準備金	2,232,735
その他資本剰余金	3,462,411
利益剰余金	15,942,895
その他利益剰余金	15,942,895
別途積立金	12,800,000
繰越利益剰余金	3,142,895
自己株式	△567,572
評価・換算差額等	△90,011
その他有価証券評価差額金	△164,915
土地再評価差額金	74,904
新株予約権	34,316
純資産合計	25,886,839
負債純資産合計	92,401,697

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		79,169,808
売上原価		65,739,319
売上総利益		13,430,489
販売費及び一般管理費		8,760,836
営業利益		4,669,653
営業外収益		
受取利息及び配当金	18,895	
受取手数料	157,183	
その他	133,456	309,535
営業外費用		
支払利息	389,274	
コミットメントフィー	12,000	
その他	40,849	442,123
経常利益		4,537,065
特別利益		
固定資産売却益	3,298	3,298
特別損失		
固定資産売却損	5,768	
固定資産除却損	135	5,904
税引前当期純利益		4,534,459
法人税、住民税及び事業税	1,475,700	
法人税等調整額	50,805	1,526,505
当期純利益		3,007,954

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

フジ住宅株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 内 章 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジ住宅株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジ住宅株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

フジ住宅株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 内 章 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジ住宅株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

フジ住宅株式会社 監査役会

常勤監査役 冠野雅之 ㊟

社外監査役 高谷晋介 ㊟

社外監査役 原戸稲男 ㊟

以上

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第43期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円で、配当総額は464,412,702円といたしたく存じます。なお、平成27年11月20日に1株につき13円の中間配当をお支払いしており、年間配当金は1株につき26円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月24日といたしたいと存じます。

2. その他剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	2,000,000,000円
-------	----------------

2 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	2,000,000,000円
---------	----------------

第2号議案

取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
1	<p>いまい みつお 今井 光郎 (昭和20年12月30日生)</p> <p>所有する当社株式の数 1,105,450株</p>	<p>昭和48年1月 フジ住宅を個人創業し、不動産業を開始</p> <p>昭和49年4月 フジ住宅株式会社を設立 代表取締役社長</p> <p>昭和50年1月 フジ工務店株式会社（昭和63年9月フジ住宅株式会社に吸収合併される）を設立 代表取締役社長</p> <p>昭和51年3月 株式会社フジハウジング（昭和53年9月フジ住宅販売株式会社に社名変更、昭和63年9月フジ住宅株式会社に吸収合併される）を設立 代表取締役社長</p> <p>昭和63年6月 フジハウジング株式会社（昭和63年9月フジ工務店株式会社に社名変更、平成20年10月フジ住宅株式会社に吸収合併される）を設立 代表取締役社長</p> <p>平成17年6月 フジ・アメニティサービス株式会社を設立 代表取締役社長</p> <p>平成21年6月 当社代表取締役会長 人財開発室担当（現） フジ・アメニティサービス株式会社 代表取締役会長（現）</p>
2	<p>みやわき のぶつな 宮脇 宣綱 (昭和36年8月30日生)</p> <p>所有する当社株式の数 72,544株</p>	<p>昭和55年10月 堺自動車用品株式会社入社</p> <p>昭和60年3月 宮脇電器サービス 自営</p> <p>平成元年6月 当社入社</p> <p>平成6年10月 当社アメニティサービス部長</p> <p>平成6年11月 当社資産活用事業部 開発営業部長</p> <p>平成12年10月 当社土地有効活用事業部 第一営業部長</p> <p>平成14年6月 当社取締役</p> <p>平成17年3月 当社常務取締役 当社土地有効活用事業部長</p> <p>平成20年6月 当社専務取締役</p> <p>平成21年6月 当社代表取締役社長（現） フジ・アメニティサービス株式会社 代表取締役社長（現）</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
3	<p>やまだ こうじろう 山田 光次郎 (昭和37年7月10日生)</p> <p>所有する当社株式の数 30,484株</p>	<p>昭和62年 1月 大倉建設株式会社（現株式会社大倉）入社</p> <p>平成 3年 5月 当社入社</p> <p>平成 7年 2月 当社マンション事業部 部長</p> <p>平成13年 8月 当社大阪支社 支社長（現）</p> <p>平成18年 6月 当社取締役</p> <p>平成18年10月 当社用地部門担当</p> <p>平成23年 6月 当社常務取締役</p> <p>平成25年10月 当社専務取締役、事業企画本部長（現）</p>
4	<p>まつやま よういち 松山 陽一 (昭和39年2月12日生)</p> <p>所有する当社株式の数 49,630株</p>	<p>昭和61年 4月 大和実業株式会社入社</p> <p>昭和63年 9月 当社入社</p> <p>平成14年 9月 当社土地有効活用事業部 営業部長</p> <p>平成20年 9月 当社執行役員</p> <p>平成22年 6月 当社取締役</p> <p>平成24年 4月 当社土地有効活用事業部長（現）</p> <p>平成27年 6月 当社常務取締役（現）</p>
5	<p>いしもと けんいち 石本 賢一 (昭和28年5月11日生)</p> <p>所有する当社株式の数 36,500株</p>	<p>昭和51年 4月 プロクター・アンド・ギャンブル・サンホーム株式会社（現プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社）入社</p> <p>昭和62年 7月 当社入社</p> <p>平成 3年 1月 当社経理部長</p> <p>平成 5年 6月 当社取締役</p> <p>平成19年 6月 当社執行役員</p> <p>平成22年 6月 当社財務部長、IR室長（現）</p> <p>平成23年 6月 当社取締役（現）</p> <p>平成26年 6月 当社経営企画部長、システム室担当（現）</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
6	いわい しんたろう 岩井 伸太郎 (昭和29年1月18日生) 所有する当社株式の数 59,009株	昭和54年10月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社 昭和61年2月 岩井伸太郎税理士事務所（現岩井伸太郎公認会計士・税理士事務所）開業（現） 平成元年6月 当社監査役 平成2年9月 北斗監査法人（現仰星監査法人）代表社員 平成16年5月 昭栄薬品株式会社社外監査役（現） 平成23年6月 江崎グリコ株式会社社外監査役（現） 平成27年6月 当社取締役（現）
7	なかむら けいこ ※中村 慶子 (昭和37年11月26日生) 所有する当社株式の数 一株	昭和63年4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社 平成2年9月 公認会計士二次試験合格 平成4年1月 公認会計士・税理士西村幸男事務所入所 平成7年4月 公認会計士登録 平成20年8月 公認会計士・税理士木戸伸男事務所入所（現）

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 3. 岩井伸太郎氏及び中村慶子氏は社外取締役候補者であります。
 4. 社外取締役候補者とした理由及び在任期間
 ①岩井伸太郎氏は、公認会計士・税理士として豊富な経験及び幅広い見識を有しており、これまでの当社の社外監査役および社外取締役としての経験をもとに、引き続き経営の透明性と健全性を高めていただけると判断したものであります。なお、同氏は平成27年6月に当社の社外取締役として選任され就任しており、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。また、同氏は過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
 ②中村慶子氏は、公認会計士・税理士として培われた豊富な経験及び幅広い見識を有しております。また、当社にとっては初めての女性役員でもあり、住まいづくりにおいて女性ならではの視点を当社の経営に活かしていただけること、更に、今後当社が進めていく女性の活躍をはじめとするダイバシティ・マネジメント等に対して貢献していただけるものと判断したものであります。
 5. 当社は岩井伸太郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、中村慶子氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 6. 当社は岩井伸太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、中村慶子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役高谷晋介氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
たかたに しんすけ 高谷 晋介 (昭和26年12月30日生) 所有する当社株式の数 49,531株	昭和49年4月 野村証券株式会社入社
	昭和53年11月 デロイトハスキングズアンドセルズ公認会計士共同事務所(現有限責任監査法人トーマツ) 入所
	昭和59年10月 高谷晋介税理士事務所開業(現)
	平成2年9月 北斗監査法人(現仰星監査法人) 代表社員(現)
	平成7年6月 当社監査役(現)
	平成20年1月 仰星監査法人副理事長
	平成23年3月 シークス株式会社社外監査役
	平成26年7月 仰星監査法人理事長(現)
平成27年3月 シークス株式会社社外取締役(現)	

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 高谷晋介氏は社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者とした理由及び在任期間

高谷晋介氏は、公認会計士として監査の実務に精通しており、監査役監査に必要な十分な知識、経験、能力を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は平成7年6月に当社の社外監査役として選任され就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって21年となります。

4. 当社は高谷晋介氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は高谷晋介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

今般のコーポレートガバナンス・コードの適用を機に、当社の持続的な発展と役員報酬の連動性を高めることを目的として役員報酬制度の見直しを行い、従来の取締役報酬等の額とは別枠にて、取締役(社外取締役を除く)に対して、業績連動型ストック・オプションとして新株予約権を年額60百万円以内の範囲で割り当てることといたしたいと存じます。なお、本ストック・オプションは、中期利益計画の達成を割当ての条件に設定しております。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)において算定した新株予約権1個当たりの公正価値に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

現在の取締役(社外取締役を除く)は5名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終了の時から取締役(社外取締役を除く)は5名となります。なお、各取締役への支給時期及び配分については取締役会にご一願いたいと存じます。

取締役に報酬として新株予約権を割り当てる理由並びにその新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社の取締役(社外取締役を除く)に対して、当社の持続的な発展と役員報酬の連動性を高めるため、取締役の業績達成に対する意欲をより高めるインセンティブ効果とその成果に報いることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数及び目的となる株式の種類及び数

新株予約権の総数 50個を1年間の上限といたします。

目的となる株式の種類 当社普通株式50,000株を1年間の上限といたします。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」といいます。)は、1,000株とします。

なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものといたします。

(2) 新株予約権の割当ての条件

中期利益計画の目標業績である「売上高」、「営業利益」、「経常利益」、「ROE10%以上」のすべての計画目標を達成した場合に限り新株予約権を割り当てるものとします。ただし、計画目標を達成した場合においてもROEを除くすべての利益項目が前期より減少する場合においては、未達成として割り当てを行わないものとします。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日において公正価値基準により算定した価格を払い込み金額といたします。新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払い込み金額の払い込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(5) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から1年以内で、当社取締役会が定める期間とします。ただし、行使の期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日とします。

(6) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位にあることを要します。ただし、取締役が任期満了により退任した場合はこの限りではございません。また、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではございません。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

(8) その他新株予約権の内容

上記(1)から(7)までの細目及び新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

第5号議案

当社の社外取締役、監査役及び当社並びに当社子会社の従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社は、会社法第236条、同法第238条及び第239条の規定に基づき、当社の社外取締役、監査役及び当社並びに当社子会社の従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び発行する新株予約権の募集要項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、当社取締役及び監査役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第3号及び第387条第1項の報酬等にそれぞれ該当します。今回、当社取締役、監査役に新株予約権を付与することについて、一般的に用いられている公正価額の算定方法に基づき算定されるその報酬額は、従来からの報酬年額である、取締役につきましては年額240,000千円以内、監査役につきましては年額24,000千円以内の内枠となります。

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の社外取締役、監査役及び当社並びに当社子会社の従業員の、当社に対する経営参画意識を高め、業務向上に対する意欲や士気を喚起すること並びに今後の優秀な人材確保のために使用すること及び監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、金銭の払い込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。なお、当社社外取締役及び監査役に対し新株予約権を付与することについては、ストック・オプションの目的で付与するものであり、社外取締役及び監査役の報酬等として相当であると存じます。

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払い込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

募集新株予約権の発行の取締役会で決定する。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 850,000株を上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整し（1株未満の端数は切り捨て）、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数とする。

(2) 新株予約権の総数

1,700個を上限とする。なお、この内、当社社外取締役が付与する新株予約権は2名16個、当社監査役（社外監査役も含む）に付与する新株予約権は3名24個をそれぞれ上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、500株とする。ただし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払い込みをすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値とする。

なお、割当日以降、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で新株式の発行（時価発行として行う公募増資、ストック・オプションとしての新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年以上を経過した日より4年以内とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の社外取締役、監査役及び当社並びに当社子会社の従業員の地位にあることを要す。ただし、社外取締役、監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。
- ③ その他新株予約権の行使の条件は、本総会終結の時以降に開催される取締役会決議により決める。

(7) 新株予約権の取得の条件

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めただけの場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

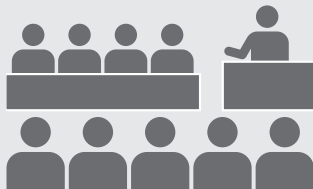
- ① 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社
- (10) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権のその他の内容
新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。
5. 社外取締役及び監査役に対する報酬等の具体的な算定方法及び新株予約権の公正価額の算定基準
社外取締役及び監査役に対する報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権1個当たりの公正価額に、新株予約権の割当日に存在する社外取締役及び監査役に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られる価額とする。
新株予約権1個当たりの公正価額は、割当日における諸条件をもとに「ブラック・ショールズ・モデル」を用いて算定した公正な評価に基づくものとする。

以上

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下3つの方法がございます。

1 株主総会出席



議決権行使書を会場受付へご提出ください。
(当日の受付開始は午前9時を予定しております。)

※代理出席に関して
代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。ただし、委任した株主様の署名又は記名捺印のある委任状とともに、議決権行使書又は本人確認が可能な書面(印鑑証明書、運転免許証等のコピー)のご提出が必要となりますのでご了承ください。

2 郵送

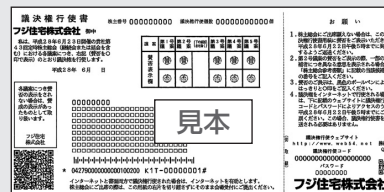
議決権行使書に各議案の賛否をご記入のうえご投函ください。

切手は
不要です



行使期限

平成28年6月22日(水)
午後5時到着分まで有効



※郵送による議決権の行使において、各議案に賛否の記載がなかった場合には、賛成の意思表示がされたものとして取り扱わせていただきます。

3 インターネット <http://www.web54.net>



行使期限

平成28年6月22日(水)
午後5時まで有効

次の頁をご参照ください。

※インターネットによる議決権行使が、パソコン、携帯電話で複数回行われた場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、修正すべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.fuji-jutaku.co.jp/>) において掲載することによりお知らせいたします。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。
《議決権行使サイトURL》 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）



2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成28年6月22日（水曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使されますようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによる議決権行使が、パソコン、携帯電話で複数回行われた場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【議決権電子行使プラットフォームについて】

機関投資家の皆様は、電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社「C」が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP2以降を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。
- (3) 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）


※Microsoftは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。

【お問い合わせ先について】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

 0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

- ① 証券会社に口座をお持ちの株主様

株主様の口座のある証券会社にお問い合わせください。

- ② 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

 0120-782-031（受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く）

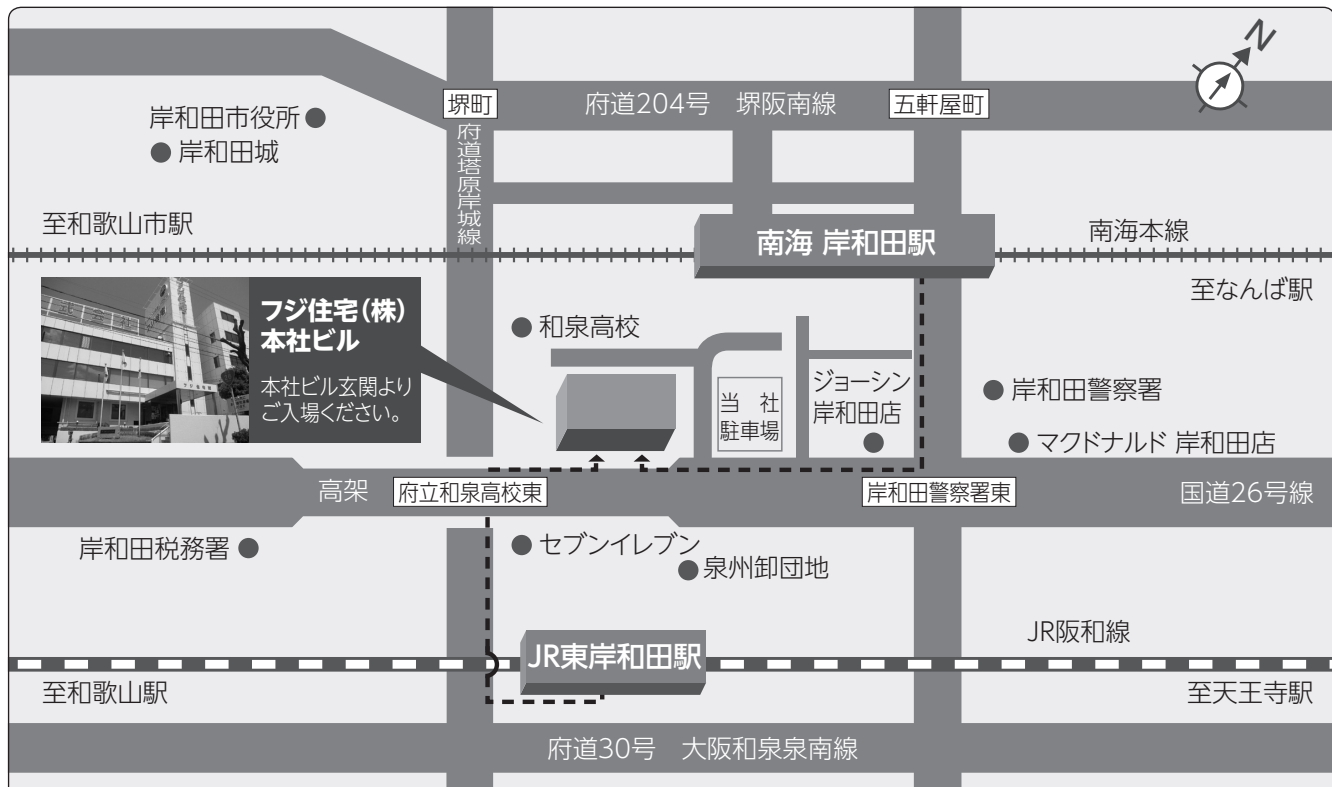
メ 毛

A series of horizontal dotted lines for writing, consisting of 20 lines spaced evenly down the page.

メ 毛

A series of horizontal dotted lines for writing, consisting of 20 lines spaced evenly down the page.

第43回 定時株主総会 会場ご案内図



株主総会 会場

大阪府岸和田市土生町1丁目4番23号
フジ住宅本社第二ビル4階研修ホール TEL：072(437)8700
(会場が満席となった場合は第2会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。)

【交通のご案内】



- 東岸和田駅(JR阪和線)徒歩約11分
- 岸和田駅(南海本線)徒歩約15分

【駐車場のご案内】



- 当社駐車場は収容台数に限りがございますので、ご来場の際は、できる限り公共交通機関をご利用ください。

- ※ 株主様ではない代理人及びご同伴の方など、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 当日は軽装(クールビズ)にてご対応させていただきますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。
株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 当日は些少ながらお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様につき1個とさせていただきますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。